

平成18年8月31日

日本行政書士会連合会
運輸交通部 御中

株式会社損害保険ジャパン

自賠責保険金請求業務等についてのご質問への回答書

平成18年8月21日付けで日本行政書士会連合会運輸交通部様よりいただきましたご質問につき、別紙のとおり回答いたします。

1. 『弁護士費用等担保特約』質問事項に関する回答

【ご質問事項】

- ① 弁護士費用等担保特約により、行政書士に支払われる保険金の上限の額について
 ② 行政書士が損害額を挙証する書類や事故発生状況報告書等の作成を行った場合、この特約によって費用補償がされるのでしょうか？

○ご質問2点につき、以下に一覧表としてまとめましたのでご参照ください。

(※) 同特約における支払い保険金には「弁護士費用保険金」および「法律相談費用保険金」の2種類がありますので、行政書士の業務を以下のとおり2分類したうえで記載いたします。

○なお、ご質問におかれまして、「行政書士に支払われる保険金」との記載がありますが、まず前提としまして、当該特約においては、保険金請求権者が（当社の同意を得たうえで）行政書士報酬等として実際に支出した費用を補償する特約でありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

※詳細な保険支払責任等につきましては、別添の弁護士費用等担保特約をご参照ください。

	弁護士費用保険金	法律相談費用保険金
支払対象となる費用	<p>行政書士法第1条の2各号、第1条の3第1号および第2号に規定される業務に対して支出した費用。</p> <p>※ただし以下の場合に依頼する業務に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該特約の被保険者が自動車にかかわる所定の被害事故に遭い、保険金請求権者が、賠償義務者に対して損害賠償請求を行う場合 	<p>行政書士法第1条の3第3号に規定される業務に対して支出した費用。</p> <p>※ただし以下の場合に依頼する業務に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該特約の被保険者が自動車にかかわる所定の被害事故に遭い、保険金請求権者が、被害事故にかかわる相談を行う場合
	<p>【ご質問事項②の回答】</p> <p>※貴会より例示いただきました「損害額を挙証する書類の作成費用」「事故発生状況報告書等の作成費用」に関しても対象費用となります。</p>	
支払保険金額の限度	<p>300万円を限度</p> <p>* 保険金の支払限度額は、「<u>1回の被害事故につき、被保険者1名あたり</u>」の通算限度額ですので、行政書士関連の費用で個別に限度額が設定されているということはありません。</p>	<p>10万円を限度</p> <p>* 保険金の支払限度額は、「<u>1回の被害事故につき、被保険者1名あたり</u>」の通算限度額ですので、行政書士関連の費用で個別に限度額が設定されているということはありません。</p>